

海外サプライチェーン多元化等支援事業 概要説明資料 (令和2年5月公募)

令和2年5月27日（水）

経済産業省

貿易経済協力局

貿易振興課

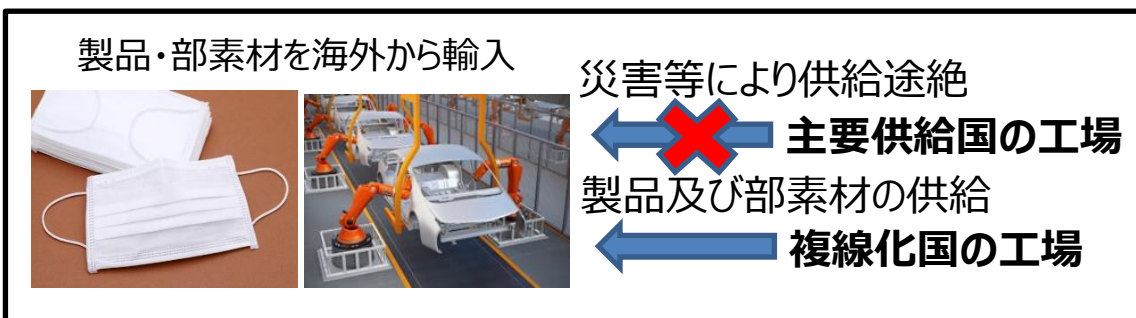
本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

はじめに.

海外サプライチェーン多元化等支援事業は 製品・部素材の海外製造拠点の複線化等、サプライチェーン強靱化に 向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査等を支援します。

※ この資料では、設備導入補助の第一次公募に関して説明します。
実証事業・事業実施可能性調査への補助については第二次公募以降のご案内になります。

イメージ図 製品供給元及び部素材製造拠点の多元化



補助対象	企業によるASEAN諸国等への設備投資
補助対象者 ／補助率	[大企業] 1 / 2 以内 [中小企業等] 2 / 3 以内 [中小企業等グループ] 3 / 4 以内 ※日本ASEANのサプライチェーン強靱化への貢献度合いに応じて、補助率を更に調整予定
補助額	1 億円（100万円※）～50億円
事業期間	2025年 3 月31日まで（2023年 3 月31日まで※）

※特別枠（3 ページ
参照）の場合

1. 本補助金の概要

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. お問い合わせ先

事業の目的

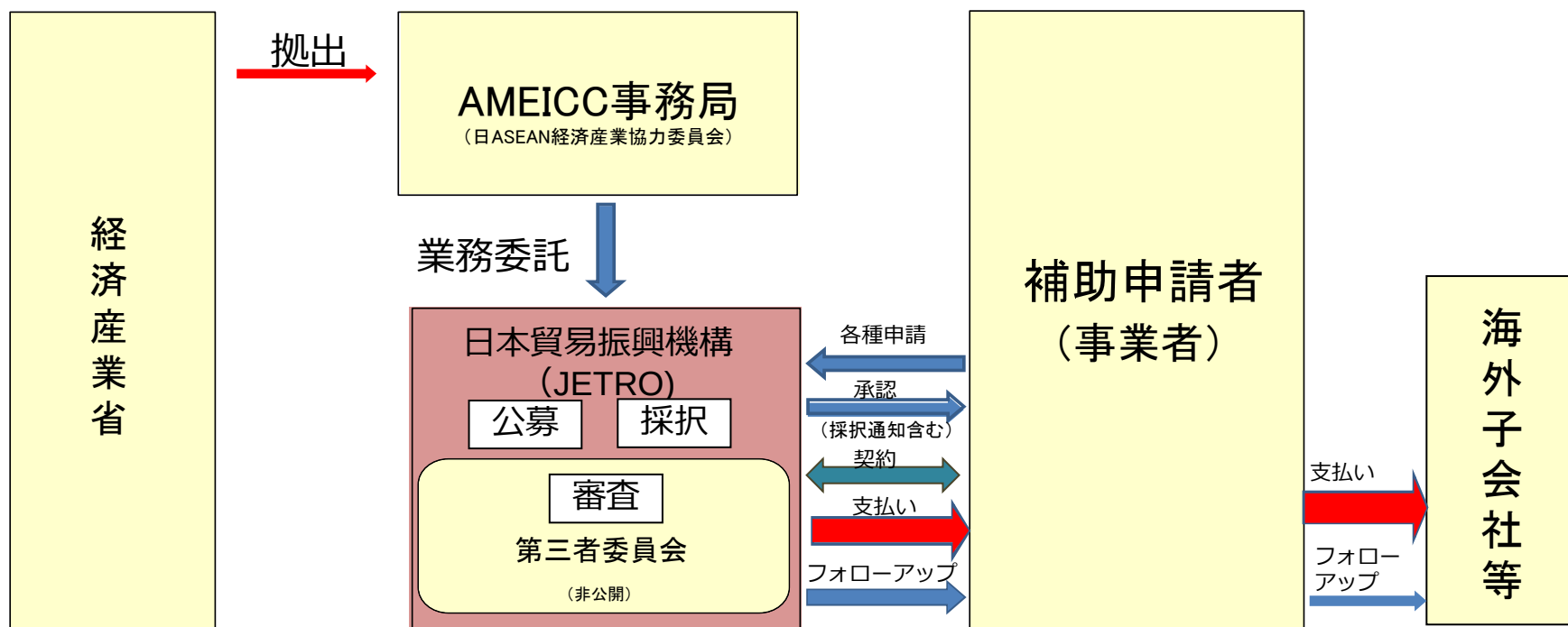
本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的とします。

予算

- ・ 235億円(令和2年度補正予算)(設備導入・実証事業・事業実施可能性調査への補助全て含む)

本補助金の執行スキーム

- ・ 本事業の事務局は、日本貿易振興機構(JETRO)となっています。



2. 補助対象要件（対象・経費等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. お問い合わせ先

補助対象事業

日ASEANサプライチェーン強靱化に資する、ASEAN等海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による、製造設備を新設・増設する際の設備投資費

※海外子会社：日本側出資比率10%以上

海外孫会社：日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超

補助対象事業者

日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有している事業者

補助率

中小企業等グループ 3/4、中小企業 2/3、大企業1/2 に補助率調整指数※（20%～100%）を乗じた率以内

※補助率調整指数

以下の(ア)～(ウ)等の項目を総合評価し、A：100%、B：80%、C：60%、D：40%、E：20%の5段階の補助率調整指数を決定

- (ア) 日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献度合い（補助対象設備の立地場所、補助対象設備新設・増設によって起こる国内外での流通量の変化等）
- (イ) 事業対象となる製品・部素材が、我が国国民が健康な生活を営む上で重要なものかどうか（マスク、人工呼吸器等）
- (ウ) レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等、サプライチェーン上の上工程に属し、途絶した場合の影響が甚大であるもの 等

補助申請額

設備導入補助型（一般枠） 1億円～50億円
設備導入補助型（特別枠） 100万円～50億円

※特別枠：マスク、人工呼吸器等、国民が健康な生活を営む上で重要であることから、政府が増産や安定供給の要請をしているもの（製品・部素材が特別枠に該当するか否かについては、申請前に経済産業省貿易振興課(P7参照)にご照会下さい。）

経費区分	要件
・土木・建築工事費	製造ライン等の新設・増設に必要な土木工事及び運転管理設備等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費
・機械装置等製作・購入費	製造ライン等の新設・増設に必要な機械装置、その他ソフトウェアを含む備品の製作、購入及び備付け等に要する経費
・改造費	機械装置の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）に要する経費

補助事業実施期間

- ・対象経費は、交付契約日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したもの
- ・補助事業実施期間
 - 一般枠：交付契約日～2024年度末（2025年3月末）まで
 - 特別枠：交付契約日～2022年度末（2023年3月末）まで

2. 補助対象要件（まとめ）

1. 本補助金の概要

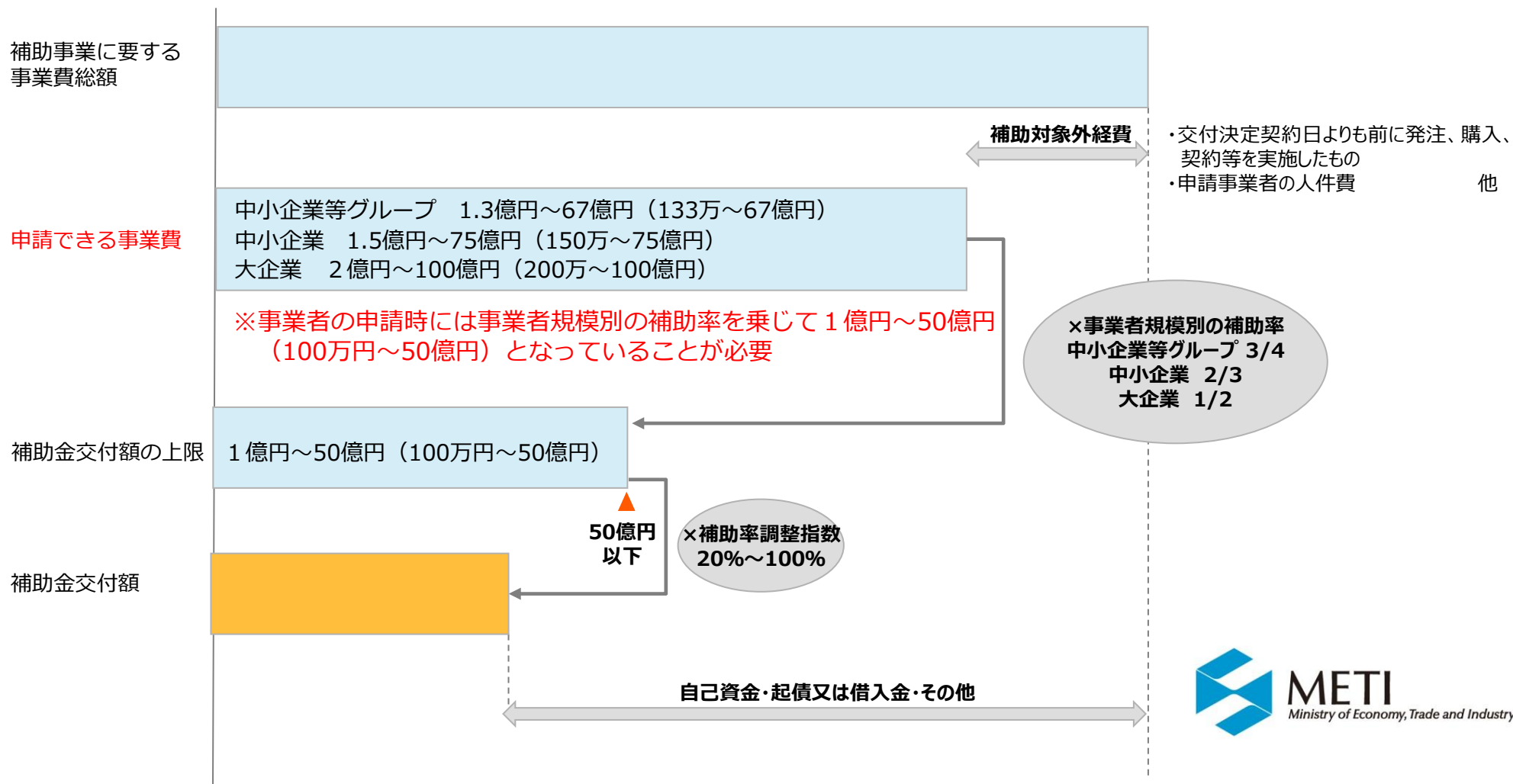
2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. お問い合わせ先

補助事業に要する経費と交付額の関係（括弧書きは特別枠の場合）



3. 採択の審査

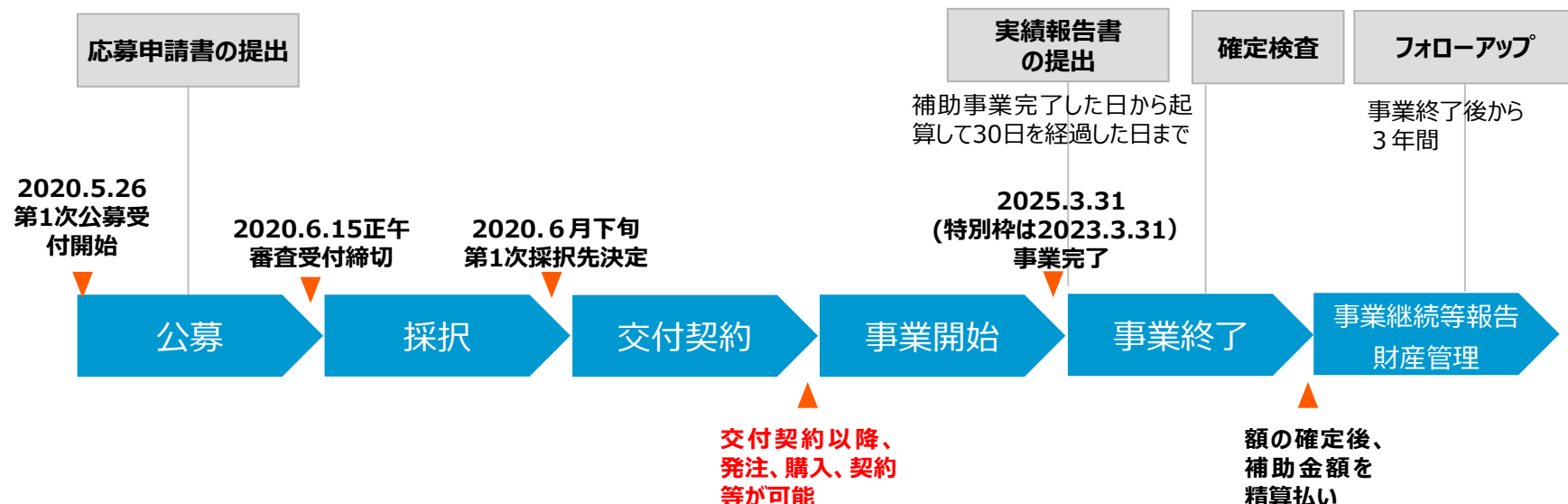


1. 本補助金の概要	2. 補助対象要件	3. 採択の審査
	4. スケジュール	5. お問い合わせ先

審査内容

審査項目	審査内容
①事業計画の適切性	・ 事業計画が日ASEANのサプライチェーン強靱化に貢献するか。 ・ 事業計画が明確であり、事業目的と整合性がとれているか。 ・ 既令和2年4月7日以前に事業計画が対外公表されていないか。 ・ 事業計画（導入する設備や製造工程等）に先進性があるか。 ・ 業界統計含む各種統計上において生産拠点の集中度の高い物資か（特別枠の場合には生産する製品・部素材が下記「⑤補助率調整指数」の（イ）に該当するか）。 ・ 自社における生産拠点の集中度の低減度が定量的に示されているか。 ・ ASEANの産業高度化に資するなど、日ASEAN経済産業協力への貢献が大きい事業か。
②適格性	・ 応募資格基礎要件（日本法人の有無、指名停止でない等）を満たしているか。 ・ 海外子会社※1または海外孫会社※2によるASEAN等での事業であるか。応募時点で海外での事業実施法人が設立されており、実施場所（工場や店舗等）を有しているか。 ※1 海外子会社：日本側出資比率10%以上 ※2 海外孫会社：日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超 ・ 事業規模等に適した組織・人員・経営基盤等を有しており、適切な実施体制が組まれているか。 ・ 生産予定の製品・部素材（又は類似品）の製造について実績・知見があるか。 ・ サプライチェーンが繋がった主体によるグループ申請であるか。
③事業計画の妥当性	・ 補助事業を円滑に遂行するための十分な実施体制や販路を有しているか。
④その他	・ 2024年度末（特別枠の場合は2022年度末）までに終了する事業計画となっているか。 ・ 事業計画に無理がなく、実現性があるか。 ・ 経費概算は設備導入地域の相場と比して妥当なものであるか。 ・ 事業経費の資金調達の目処がついているか。 ・ 効率的・効果的な事業計画となるよう創意工夫はされているか。
⑤補助率調整指数	・ 以下の（ア）～（ウ）等の項目を総合評価し、A：100%、B：80%、C：60%、D：40%、E：20%の5段階の補助率調整指数を決定。 補助率（中小企業等グループ3/4、中小企業2/3、大企業1/2）に、上記の補助率調整指数を乗じて、最終補助率を決定する。 （ア）日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献度合い（補助対象設備の立地場所、補助対象設備新設・増設によって起こる国内外での流通量の変化等） （イ）事業対象となる製品・部素材が、我が国国民が健康な生活を営む上で重要なものかどうか（マスク、人工呼吸器等） （ウ）レアメタル・レアアース、半導体、電子部品等、サプライチェーン上の上工程に属し、途絶した場合の影響が甚大であるもの 等

4. スケジュール



・補助対象額

採択後、事業支援事務局は、申請書の事業費を原則上限とし、事業計画及び補助対象経費を精査した上で、補助金交付規程に基づき交付契約通知を発出し、補助申請者との間で補助金交付契約を締結します。この際、補助対象経費が減額する場合がありますので予めご了承ください。

・交付契約前の発生経費

交付契約日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限りま

・入手価格の妥当性

交付契約手続きの際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。ただし、発注内容の性質上2社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随一の契約先とすることができます。

・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る設備等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、2024年度末まで（特別枠については、2022年度末まで）に事業完了（設備の取得が完了し、経費が全て支払われた時点をいう）して下さい。

・財産の管理

補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

・フォローアップ

当該事業による日ASEANサプライチェーン強靱化への貢献実績（総生産量及び生産拠点国、ASEAN、日本等への流通量等）を事業終了後から3年間継続して確認を行います。

<補助金交付契約内容の不履行時における補助金返還>

事業計画と事業終了後の結果に大きな乖離があり、その乖離に合理的な理由がない場合には、交付した補助金の返還を求める可能性があります。なお、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合は、上記の補助金一部返還を求めません。

5. お問い合わせ先（趣旨・事業全般）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. お問い合わせ先

所管	機関名	連絡先	本事業の 趣旨・特別枠に ついて	その他事業 全般について （記載方法 等）
所管省庁	経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 貿易経済協力局 貿易振興課 TEL:03-3501-6759	○	
事務局	(独) 日本貿易振興機構	〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル 日本貿易振興機構 (海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局) E-mail : SCS@jetro.go.jp HP : https://www.jetro.go.jp/services/supplychain		○